被 害 防 除 措 置 計 画 書

１．転用する土地からの土砂の流出、崩壊等に対する被害の防除措置

（１）土地の造成等の計画

ア　土地の造成・整地を行う（造成の場合　盛土約　　　ｃｍ　切土約　　　ｃｍ）

イ　現状のまま利用するので土地の造成は行わない

ウ　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）土砂の流出、崩壊等に対する措置

ア　特に被害を生じるおそれはないので現状のまま利用する

イ　擁壁を設ける（ブロック積・石積・その他（　　　　　　　　　　　　　　　）

ウ　法面の保護を行う（芝張り・モルタル吹付け・植生・その他（　　　　　　　）

工　土留め工事をする（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

オ　緩衝地を設ける

力　防護柵を設ける

キ　その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２．周辺農地等の日照、風通等に支障を及ばさないための措置

ア　特に影響はないので防除措置は行わない

イ　緑地、緩衝地を設ける

ウ　建物の高さを制限する（約　　　　　　　まで）

エ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３．排水計画

（１）雨水処理

ア　水路へ放流（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

イ　貯水池

ウ　溜枡

工　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）汚水、生活雑排水処理

ア　汚水等発生しない

イ　合併浄化槽

ウ　公共下水道・集落排水

工　汲み取り

オ　溜枡

力　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

＊　必要箇所に○をつけ、必要事項を記入のこと

＊　必要とされる添付書類の図面には、高さ、幅、長さ等の他に水路の経路等も表示す

ること